プレスリリース
平成２２年３月３１日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第５３次改正－

乗用車の外装基準の適用の猶予、大型特殊自動車の排気ガス規制の強化などに関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、乗用車の外装基準の適用を猶予することに関する規定を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

本改正は、平成 22 年 3 月 18 日及び 3 月 29 日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．乗用車の外装基準の適用を猶予することに関する規定を追加

平成 21 年 1 月 1 日以降製作された乗用車(乗車定員 10 人未満に限る。)に適用されている外装の基準(注1)について、平成 29 年 3 月 31 日までの間、基準適用を猶予(注2)することとします。

(4－26－1(5)、5－26－1(5))

注１：自動車のボディ等の表面に関して、人との衝突・接触の際に人が負傷する危険性を減らすことを目的として定められた安全基準

注２：平成 29 年 4 月 1 日以降は、使用過程車（平成 21 年 1 月 1 日以降製作された乗用車）も含めて当該外装基準が適用されます。

２．大型特殊自動車の排気ガス規制の強化

次のとおり排気ガス規制を強化します。なお、本規制は平成 25 年以降に型式を取得する自動車から段階的に適用されます。

(1) 排出ガス新試験モードの導入及び規制値の強化

現行のディーゼル特殊自動車 8 モード法に加え、新たにＮＲＴＣモード法を導入し、排出ガスの規制値を強化します。

(4－50－1－2(1)⑧)

(2) 黒煙汚染度の規制値の強化

無負荷急加速黒煙の測定方法及びディーゼル特殊自動車8モード法により測定される黒煙汚染度の規制値を強化します。

(4－50－1－1③、4－50－1－2(1)⑩、5－50－1③)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７
E-mail　gyoumuka@navi.go.jp

平成22年３月31日改正

新	旧
２－11　書面の提示等 **２－11－１　登録識別情報等通知書** (1)　法第16条第１項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。この場合において、法第94条の５第１項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表１新規検査及び予備検査の項の実施方法欄２から５までの規定については、同規定に係わらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。 (2)　法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。この場合において、法第94条の５第１項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表１新規検査及び予備検査の項の実施方法欄２から５までの規定については、同規定に係わらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。	**２－11　書面の提示等** **２－11－１　登録識別情報等通知書** 法第16条第１項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。この場合において、法第94条の５第１項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表１新規検査及び予備検査の項の実施方法欄２から５までの規定については、同規定に係わらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。
４－26　車枠及び車体 **４－26－１　性能要件（視認等による審査）** (1)～(2)　（略） (3)　次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第22条第３項関係、細目告示第100条第２項関係） ①～②　（略） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ　（略） (4)　（略） (5)　自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。 ただし、平成29年３月31日までの間は、②、③、④及び⑤の規定を適用しないことができる。 また、平成22年３月31日以前に製作された自動車であって、４－２－５及び４－２－６の基準を適用したものにあっては、⑪の規定は適用しない。（細目告示第22条第４項関係、細目告示第100条第４項関係、適用関係告示第15条第12項関係） ①　（略） ②　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下③から⑤までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５㎜以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5㎜未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。） ア　後写鏡 イ　牽引装置 ウ　高さ2.0mを超える部分 エ　ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分 オ　直径100㎜の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分 カ　空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隔であって隙間が40㎜以下であるもの キ　突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの ク　窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパーブレード並びにその支持部品 ケ　車輪の回転部分 コ　ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の１以上の値の曲率半径を有するもの サ　自動車の側面に備えるデフレクターの端部 シ　ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部 ス　先端を除くアンテナのシャフト セ　指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの ソ　法第75条の２第１項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの ③　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの ④　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの ⑤　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの ⑥～⑪　（略）	**４－26　車枠及び車体** **４－26－１　性能要件（視認等による審査）** (1)～(2)　（略） (3)　次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第22条第３項関係、細目告示第100条第２項関係） ①～②　（略） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの ア～オ　（略） (4)　（略） (5)　自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。 ただし、平成22年３月31日以前に製作された自動車であって、４－２－５及び４－２－６の基準を適用したものにあっては、⑪の規定は適用しない。（細目告示第22条第４項関係、細目告示第100条第４項関係、適用関係告示第15条第12項関係） ①　（略） ②　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下③から⑤までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５㎜以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5㎜未満である突起物を有するもの（高さ2.0mを超える部分、フロアラインより下方の部分、直径100㎜の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであってグリルの間隔が40㎜以下であるもの、突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20㎜以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さが10分の１以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。） ③　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの ④　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの ⑤　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの ⑥～⑪　（略）

(6)　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び（5）のただし書きにより②、③、④及び⑤の規定の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第22条第５項関係、細目告示第100条第５項関係） ①～②　（略） (7)～(9)　（略） **４－26－２～４**　（略） **４－26－５**　（略） **４－26－５－１　性能要件** (1)～（2）　（略） (3)　次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ　（略） ②　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)①の基準に適合するものとする。 ア～イ　（略） ③～⑤　（略） (4)～(5)　（略） **４－26－６**　（略） **４－26－６－１　性能要件** (1)～（2）　（略） (3)　次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ　（略） ②　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)①の基準に適合するものとする。 ア～イ　（略） ③～⑤　（略） (4)～(7)　（略） **４－26－７**　（略） **４－26－７－１　性能要件** (1)～（2）　（略） (3)　次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ①～②　（略） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ　（略） ④～⑥　（略） (4)～(7)　（略） **４－27　衝突時の車枠及び車体の保護性能** **４－27－１～３**　（略） **４－27－４　適用関係の整理** (1)～（5）　（略） ［歩行者保護の適用除外］ (6)　次に掲げる自動車については、４－27－10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第４項、第５項関係） ①　次に掲げる自動車（②に掲げるものを除く。） ア　平成17年８月31日以前に製作された自動車 イ　平成17年９月１日から平成22年８月31日までに製作された自動車（平成17年９月１日以降に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。） ウ　平成17年９月１日から平成22年８月31日までに製作された自動車であって平成17年９月１日以降に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成17年８月31日以前に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。） ②　次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの ア　次のいずれかに該当する自動車	(6)　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第22条第５項関係、細目告示第100条第５項関係） ①～②　（略） (7)～(9)　（略） **４－26－２～４**　（略） **４－26－５**　（略） **４－26－５－１　性能要件** (1)～（2）　（略） (3)　次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの ア～オ　（略） ②　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)①の規定にかかわらず、(2)の基準に適合するものとする。 ア～イ　（略） ③～⑤　（略） (4)～(5)　（略） **４－26－６**　（略） **４－26－６－１　性能要件** (1)～（2）　（略） (3)　次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ①　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの ア～オ　（略） ②　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)①の規定にかかわらず、(2)の基準に適合するものとする。 ア～イ　（略） ③～⑤　（略） (4)～(7)　（略） **４－26－７**　（略） **４－26－７－１　性能要件** (1)～（2）　（略） (3)　次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。 ①～②　（略） ③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの ア～オ　（略） ④～⑥　（略） (4)～(7)　（略） **４－27　衝突時の車枠及び車体の保護性能** **４－27－１～３**　（略） **４－27－４　適用関係の整理** (1)～（5）　（略） ［歩行者保護の適用除外］ (6)　次に掲げる自動車については、４－27－10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第４項、第５項関係） ①　平成22年８月31日以前に製作された自動車（次に掲げるものを除く。） ア　②の自動車 イ　平成17年９月１日以降に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成17年８月31日以前に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。） ②　平成24年８月31日以前に製作された自動車（平成19年９月１日以降に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成19年８月31日以前に法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動

(ｱ)　座席の地上面からの高さが 475㎜ 以下の自動車
(ｲ)　次に掲げる６項目のうち５項目以上を満たす自動車
(a)　地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上
（参考図）　（略）
(b)　地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 20° 以上
（参考図）　（略）
(c)　自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上
（参考図）　（略）
(d)　自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 200㎜ 以上
（参考図）　（略）
(e)　自動車の前軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
（参考図）　（略）
(f)　自動車の後軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
（参考図）　（略）
(ｳ)　４－27－１(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
(ｴ)　原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車
（参考図）　（略）
(ｵ)　原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
(ｶ)　燃料電池自動車
イ　次に掲げる自動車
(ｱ)　平成 19 年８月 31 日以前に製作された自動車
(ｲ)　平成 19 年９月１日から平成 24 年８月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）
(ｳ)　平成 19 年９月１日から平成 24 年８月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成 19 年８月 31 日以前に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

（7）～（8）　（略）
４－27－５～９　（略）
４－27－10　従前規定の適用　⑥
次に掲げる自動車については、４－27－10－１から４－27－10－４までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第４項、第５項関係）
①　次に掲げる自動車（②に掲げるものを除く。）
ア　平成 17 年８月 31 日以前に製作された自動車
イ　平成 17 年９月１日から平成 22 年８月 31 日までに製作された自動車（平成 17 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）
ウ　平成 17 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成 17 年８月 31 日以前に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）
②　次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの
ア　次のいずれかに該当する自動車
(ｱ)　座席の地上面からの高さが 475㎜ 以下の自動車
(ｲ)　次に掲げる６項目のうち５項目以上を満たす自動車
(a)　地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上
（参考図）　（略）
(b)　地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 20° 以上
（参考図）　（略）
(c)　自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上
（参考図）　（略）

車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
ア　座席の地上面からの高さが 475㎜ 以下の自動車
イ　次に掲げる６項目のうち５項目以上を満たす自動車
(ｱ)　地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上
（参考図）　（略）
(ｲ)　地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 20° 以上
（参考図）　（略）
(ｳ)　自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上
（参考図）　（略）
(ｴ)　自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 200㎜ 以上
（参考図）　（略）
(ｵ)　自動車の前軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
（参考図）　（略）
(ｶ)　自動車の後軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
（参考図）　（略）
ウ　４－27－１(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
エ　原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車
（参考図）　（略）
オ　原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
カ　燃料電池自動車

（7）～（8）　（略）
４－27－５～９　（略）
４－27－10　従前規定の適用　⑥
次に掲げる自動車については、４－27－10－１から４－27－10－４までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第４項、第５項関係）
①　平成 22 年８月 31 日以前に製作された自動車（次に掲げるものを除く。）
ア　②の自動車
イ　平成 17 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成 17 年８月 31 日以前に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）
②　平成 24 年８月 31 日以前に製作された自動車（平成 19 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成 19 年８月 31 日以前に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
ア　座席の地上面からの高さが 475㎜ 以下の自動車
イ　次に掲げる６項目のうち５項目以上を満たす自動車
(ｱ)　地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上
（参考図）　（略）
(ｲ)　地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 20° 以上
（参考図）　（略）
(ｳ)　自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動

(d)　自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 200㎜ 以上 (参考図)　(略)	車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上 (参考図)　(略)
(e)　自動車の前軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (参考図)　(略)	(ｴ)　自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 200㎜ 以上 (参考図)　(略)
(f)　自動車の後軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (参考図)　(略)	(ｵ)　自動車の前軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (参考図)　(略)
(ｳ)　４－27－１(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの	(ｶ)　自動車の後軸直下の最低地上高が 180㎜ 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (参考図)　(略)
(ｴ)　原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車 (参考図)　(略)	ウ　４－27－１(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
(ｵ)　原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車	エ　原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車 (参考図)　(略)
(ｶ)　燃料電池自動車	オ　原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
イ　次に掲げる自動車	カ　燃料電池自動車
(ｱ)　平成 19 年８月 31 日以前に製作された自動車	
(ｲ)　平成 19 年９月１日から平成 24 年８月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）	
(ｳ)　平成 24 年８月 31 日以前に製作された自動車（平成 19 年９月１日以降に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって、平成 19 年８月 31 日以前に法第 75 条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）	
４－27－10－１～４　(略)	**４－27－10－１～４**　(略)
４－27－11～12　(略)	**４－27－11～12**　(略)
４－42　乗降口	**４－42　乗降口**
４－42－１　(略)	**４－42－１**　(略)
４－42－２　性能要件	**４－42－２　性能要件**
４－42－２－１　(略)	**４－42－２－１**　(略)
４－42－２－２　書面等による審査	**４－42－２－２　書面等による審査**
(1)　自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20㎞/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 25 条第４項関係、細目告示第 35 条第１項関係、細目告示第 113 条第１項関係）	(1)　自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20㎞/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 25 条第４項関係、細目告示第 35 条第１項関係、細目告示第 113 条第１項関係）
①　②に掲げる扉以外の扉については、協定規則第 11 号第３改訂版補足第２改訂版の技術的な要件（規則 5.、6. 及び 7. に限る。）に定める基準に適合するものであること。	①　②に掲げる扉以外の扉については、協定規則第 11 号第３改訂版補足改訂版の技術的な要件（規則 5.、6. 及び 7. に限る。）に定める基準に適合するものであること。
②　(略)	②　(略)
(2)　(略)	(2)　(略)
４－42－３～12　(略)	**４－42－３～12**　(略)
４－47　窓ガラス貼付物等	**４－47　窓ガラス貼付物等**
４－47－１　性能要件	**４－47－１　性能要件**
４－47－１－１　視認等による審査	**４－47－１－１　視認等による審査**
(1)　(1)　４－46－１(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下４－47－１－１及び４－47－１－２において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第４項関係、細目告示第 39 条第３項関係、細目告示第 117 条第４項関係）	(1)　(1)　４－46－１(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下４－47－１－１及び４－47－１－２において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第４項関係、細目告示第 39 条第３項関係、細目告示第 117 条第４項関係）
①～⑦　(略)	①～⑦　(略)
⑧　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの	⑧　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの
ア　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下４－47 において「乗用自動車」という。）にあっては、(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。	ア　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下４－47 において「乗用自動車」という。）にあっては、(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。
(ｱ)　運転者席の運転者が、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する V1 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲	(ｱ)　運転者席の運転者が、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する V 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲
(ｲ)～(ｳ)　(略)	(ｲ)～(ｳ)　(略)
イ　(略)	イ　(略)
⑨～⑭　(略)	⑨～⑭　(略)

(2) ～ (3)　(略)
４－47－１－２　(略)
４－47－２～３　(略)

４－50　排気管からの排出ガス発散防止性能
４－50－１　性能要件
４－50－１－１　テスタ等による審査
自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。４－50－１－１①及び４－50－１－２(1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第２項関係、細目告示第 41 条第１項関係、細目告示第 119 条第１項関係）
［ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制］
①　(略)
［軽油、光吸収係数規制］
②　(略)
［軽油、黒煙汚染度規制］
③　軽油を燃料とする定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあっては、黒煙汚染度が 25%を超えないものであること。
なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。
（細目告示第 41 条第１項第 21 号関係、細目告示第 119 条第１項第 12 号関係）

４－50－１－２　書面等による審査
(1)　自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第 31 条第２項関係、細目告示第 41 条第１項関係、細目告示第 119 条第１項関係)
［ガソリン・液化石油ガス、３．５ｔ超］
①　(略)
［ガソリン・液化石油ガス、3.5ｔ以下］
②　(略)
［軽油、3.5ｔ超］
③　(略)
［軽油、3.5ｔ以下］
④　(略)
［ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5ｔ超］
⑤　(略)
［ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5ｔ以下］
⑥　(略)
［ガソリン・液化石油ガス　大型特殊］
⑦　(略)
［軽油　大型特殊］
⑧　軽油を燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車８モード法（以下「ディーゼル特殊自動車８モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭

(2) ～ (3)　(略)
４－47－１－２　(略)
４－47－２～３　(略)

４－50　排気管からの排出ガス発散防止性能
４－50－１　性能要件
４－50－１－１　テスタ等による審査
自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。４－50－１－１①及び４－50－１－２(1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第２項関係、細目告示第 41 条第１項関係、細目告示第 119 条第１項関係）
［ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制］
①　(略)
［軽油、光吸収係数規制］
②　(略)
［軽油、黒煙汚染度規制］
③　軽油を燃料とする定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規制値を超えないものであること。
ただし、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。
なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。
（細目告示第 41 条第１項第 21 号関係、細目告示第 119 条第１項第 12 号関係）

自動車の種別	規制値
ア　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%
イ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%
ウ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%
エ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%

４－50－１－２　書面等による審査
(1)　自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第 31 条第２項関係、細目告示第 41 条第１項関係、細目告示第 119 条第１項関係)
［ガソリン・液化石油ガス、３．５ｔ超］
①　(略)
［ガソリン・液化石油ガス、3.5ｔ以下］
②　(略)
［軽油、3.5ｔ超］
③　(略)
［軽油、3.5ｔ以下］
④　(略)
［ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5ｔ超］
⑤　(略)
［ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5ｔ以下］
⑥　(略)
［ガソリン・液化石油ガス　大型特殊］
⑦　(略)
［軽油　大型特殊］
⑧　軽油を燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車８モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車８モード法（以下「ディーゼル特殊自動車８モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量

素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、ディーゼル特殊自動車８モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容積比で表した値をｇに換算した値）に 0.9 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に 0.1 を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をｋｗｈで表した値に 0.9 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をｋｗｈで表した値に 0.1 を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第１項第 16 号関係、細目告示第 119 条第１項第８号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
イ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ウ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
エ　定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
オ　定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	2.7	0.03

［二輪車］
⑨　（略）
［軽油、黒煙モード規制］
⑩　軽油を燃料とする自動車のうち４－50－１－２⑧の自動車にあっては、ディーゼル特殊自動車８モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が 25%を超えないものであること。（細目告示第 41 条第１項第 20 号関係、細目告示第 119 条第１項第 11 号関係）

［排出ガス非認証車の適用猶予］
(2)～(3)　（略）
４－50－２　欠番
４－50－３　欠番

４－50－４　適用関係の整理
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第２８条関係）

自動車の種別			最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	２サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成25年２月28日	４－50－５（従前規定の適用①）
		２サイクルの原動機を有する軽自動車	平成25年２月28日	４－50－６（従前規定の適用②）
	その他のもの　普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7ｔ以下のもの	平成25年２月28日	４－50－７（従前規定の適用③）

による容量比で表した値をｇに換算した値）を、ディーゼル特殊自動車８モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第１項第 16 号関係、細目告示第 119 条第１項第８号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	1.33	7.98	0.53
イ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	0.93	5.32	0.40
ウ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	0.93	5.32	0.33
エ　定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.50	0.53	4.79	0.27
オ　定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.55	0.53	4.79	0.23

［二輪車］
⑨　（略）
［軽油、黒煙モード規制］
⑩　軽油を燃料とする自動車のうち４－50－１－２⑧の自動車にあっては、ディーゼル特殊自動車８モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第１項第 20 号関係、細目告示第 119 条第１項第 11 号関係）

自動車の種別	黒煙
ア　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	40%
イ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	35%
ウ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	30%
エ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	25%

［排出ガス非認証車の適用猶予］
(2)～(3)　（略）
４－50－２　欠番
４－50－３　欠番

４－50－４　適用関係の整理
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第２８条関係）

自動車の種別			最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	２サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成25年２月28日	４－50－５（従前規定の適用①）
		２サイクルの原動機を有する軽自動車	平成25年２月28日	４－50－６（従前規定の適用②）
	その他のもの　普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7ｔ以下のもの	平成25年２月28日	４－50－７（従前規定の適用③）

く。〕			車両総重量が1.7ｔを超え2.5t以下のもの	平成25年2月28日	4－50－8 （従前規定の適用④）
			車両総重量が2.5ｔを超え3.5t以下のもの	平成25年2月28日	4－50－9 （従前規定の適用⑤）
			車両総重量が3.5ｔを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－10 （従前規定の適用⑥）
		軽自動車		平成25年2月28日	4－50－11 （従前規定の適用⑦）
ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車				平成20年8月31日	4－50－12 （従前規定の適用⑧）
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの	平成22年8月31日	4－50－13 （従前規定の適用⑨）
			車両重量が1,265kgを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－14 （従前規定の適用⑩）
	その他のもの		車両総重量が1.7ｔ以下のもの	平成22年8月31日	4－50－15 （従前規定の適用⑪）
			車両総重量が 1.7ｔを超え 2.5t 以下のもの	平成23年8月31日	4－50－16 （従前規定の適用⑫）
			車両総重量が 2.5ｔを超え 3.5t 以下のもの	平成22年8月31日	4－50－17 （従前規定の適用⑬）
			車両総重量が3.5ｔを超え12t以下のもの	平成23年8月31日	4－50－18 （従前規定の適用⑭）
			車両総重量が12ｔを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－18 （従前規定の適用⑭）
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの	平成22年8月31日	4－50－19 （従前規定の適用⑮）
			車両重量が1,265kgを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－20 （従前規定の適用⑯）
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7ｔ以下のもの	平成22年8月31日	4－50－21 （従前規定の適用⑰）
			車両総重量が 1.7ｔを超え 3.5t 以下のもの	平成22年8月31日	4－50－22 （従前規定の適用⑱）
			車両総重量が3.5ｔを超え12t以下のもの	平成23年8月31日	4－50－23 （従前規定の適用⑲）
			車両総重量が12ｔを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－23 （従前規定の適用⑲）
		軽自動車		平成22年8月31日	4－50－24 （従前規定の適用⑳）
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの			平成27年8月31日	4－50－25 （従前規定の適用㉑）
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの			平成26年10月31日	4－50－26 （従前規定の適用㉒）
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの			平成26年3月31日	4－50－27 （従前規定の適用㉓）
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの			平成25年10月31日	4－50－28 （従前規定の適用㉔）
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの			平成25年3月31日	4－50－29 （従前規定の適用㉕）
ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）	軽自動車			平成19年8月31日	4－50－30 （従前規定の適用㉖）
	小型自動車			平成20年8月31日	4－50－31 （従前規定の適用㉗）

4－50－5　従前規定の適用①
（略）
4－50－6　従前規定の適用②
（略）
4－50－7　従前規定の適用③
（略）
4－50－8　従前規定の適用④
（略）
4－50－9　従前規定の適用⑤
（略）
4－50－10　従前規定の適用⑥
（略）

く。〕			車両総重量が1.7ｔを超え2.5t以下のもの	平成25年2月28日	4－50－8 （従前規定の適用④）
			車両総重量が2.5ｔを超え3.5t以下のもの	平成25年2月28日	4－50－9 （従前規定の適用⑤）
			車両総重量が3.5ｔを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－10 （従前規定の適用⑥）
		軽自動車		平成25年2月28日	4－50－11 （従前規定の適用⑦）
ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車				平成20年8月31日	4－50－12 （従前規定の適用⑧）
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの	平成22年8月31日	4－50－13 （従前規定の適用⑨）
			車両重量が1,265kgを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－14 （従前規定の適用⑩）
	その他のもの		車両総重量が1.7ｔ以下のもの	平成22年8月31日	4－50－15 （従前規定の適用⑪）
			車両総重量が 1.7ｔを超え 2.5t 以下のもの	平成23年8月31日	4－50－16 （従前規定の適用⑫）
			車両総重量が 2.5ｔを超え 3.5t 以下のもの	平成22年8月31日	4－50－17 （従前規定の適用⑬）
			車両総重量が3.5ｔを超え12t以下のもの	平成23年8月31日	4－50－18 （従前規定の適用⑭）
			車両総重量が12ｔを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－18 （従前規定の適用⑭）
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの	平成22年8月31日	4－50－19 （従前規定の適用⑮）
			車両重量が1,265kgを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－20 （従前規定の適用⑯）
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7ｔ以下のもの	平成22年8月31日	4－50－21 （従前規定の適用⑰）
			車両総重量が 1.7ｔを超え 3.5t 以下のもの	平成22年8月31日	4－50－22 （従前規定の適用⑱）
			車両総重量が3.5ｔを超え12t以下のもの	平成23年8月31日	4－50－23 （従前規定の適用⑲）
			車両総重量が12ｔを超えるもの	平成22年8月31日	4－50－23 （従前規定の適用⑲）
		軽自動車		平成22年8月31日	4－50－24 （従前規定の適用⑳）
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの			平成20年8月31日	4－50－25 （従前規定の適用㉑）
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの			平成20年8月31日	4－50－26 （従前規定の適用㉒）
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの			平成20年8月31日	4－50－27 （従前規定の適用㉓）
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの			平成21年8月31日	4－50－28 （従前規定の適用㉔）
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの			平成22年8月31日	4－50－29 （従前規定の適用㉕）
ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）	軽自動車			平成20年8月31日	4－50－30 （従前規定の適用㉖）
	小型自動車			平成20年8月31日	4－50－31 （従前規定の適用㉗）

4－50－5　従前規定の適用①
（略）
4－50－6　従前規定の適用②
（略）
4－50－7　従前規定の適用③
（略）
4－50－8　従前規定の適用④
（略）
4－50－9　従前規定の適用⑤
（略）
4－50－10　従前規定の適用⑥
（略）

４－50－11　従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。）を除く。)であって、平成25年２月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年４月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、４－50－１－２(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					4－50－1－2(1)②ロ関係							4－50－1－1①関係				
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	アイドリング規制値 CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200		53項
													3300	特殊	
													7800	2サイクル	
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上		10項	同上	1200		同上
					11 (g/test)	130	17.0	20.0							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル			7800	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上		15項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	11.0							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	同上		26項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	9.50							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
平2	V	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上		29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	7.50							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
3	V	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上	※	29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	7.50							
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル ※	51項				
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
10	GD	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.48	同上		61項	2.0	500		—
					11 (g/test)	104	9.50	6.00							
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル		4.5	7800	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)	5.11	0.25	0.25	同上		74項	同上	同上		—
					11 (g/test)	58.9	6.40	3.63							
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
19	AAD ABD CAD CBD DAD DBD	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	OBD車 10・15モード×0.88+11 モード×0.12 (g/km)	6.67	0.08	0.08	同上	HCについてはNMHCとする。	103項	同上	同上		—
					OBDⅡ車 10・15モード×0.75+JC08C モード×0.25 (g/km)										
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項				

４－50－11　従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。）を除く。)であって、平成25年２月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年４月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、４－50－１－２(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					4－50－1－2(1)②ロ関係							4－50－1－1①関係				
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	アイドリング規制値 CO %	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200		53項
													3300	特殊	
													7800	2サイクル	
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上		10項	同上	1200		同上
					11 (g/test)	130	17.0	20.0							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル			7800	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上		15項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	11.0							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	同上		26項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	9.50							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
平2	V	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上		29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	7.50							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
3	V	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上	※	29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	130	17.0	7.50							
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル ※	51項				
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
10	GD	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.48	同上		61項	2.0	500		—
					11 (g/test)	104	9.50	6.00							
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル		4.5	7800	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)	5.11	0.25	0.25	同上		74項	同上	同上		—
					11 (g/test)	58.9	6.40	3.63							
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル					
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
17	AAD ABD CAD CBD DAD DBD	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	OBD車 10・15モード×0.88+11 モード×0.12 (g/km)	6.67	0.08	0.08	同上	HCについてはNMHCとする。	103項	同上	同上		—
					OBDⅡ車 10・15モード×0.75+JC08C モード×0.25 (g/km)										
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項				

		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75＋JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項				
21	LAD LBD MAD MBD RAD RBD	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	－	同上	同上		－

注１　「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。
　２　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　３　「２サイクル」とは、２サイクルの原動機を有する自動車をいう。
　４　※印は、平成３年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成５年３月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成３年11月１日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）

４－50－12　従前規定の適用⑧

（略）

４－50－13　従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年９月１日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑨－１及び⑨－２における４－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成22年９月30日までの間、排出ガス非認証車（法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑨－１における４－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨－１〕

(1)～(6)　（略）

適用表⑨－１　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）

適用表⑨－２　軽油を燃料とする車両重量が 1,265 kg以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区　分					4－50－1－2(1)④ア関係							4－50－1－1②関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m^{-1})	適用関係告示根拠		備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
21	LCA、LDA LJA、LKA FCA、FDA FJA、FKA MCA、MDA MJA、MKA RCA、RDA RJA、RKA	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75＋JC08Cモード×0.25(g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		－	0.50	－		

注１　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
　２　新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

４－50－14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kgを超えるものに限る。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75＋JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項				
21	LAD LBD MAD MBD RAD RBD	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	－	同上	同上		－

注１　「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。
　２　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　３　「２サイクル」とは、２サイクルの原動機を有する自動車をいう。
　４　※印は、平成３年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成５年３月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成３年11月１日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）

４－50－12　従前規定の適用⑧

（略）

４－50－13　従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年９月１日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑨－１及び⑨－２における４－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成22年９月30日までの間、排出ガス非認証車（法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑨－１における４－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨－１〕

(1)～(6)　（略）

適用表⑨－１　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）

適用表⑨－２　軽油を燃料とする車両重量が 1,265 kg以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区　分					4－50－1－2(1)④ア関係							4－50－1－1②関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m^{-1})	適用関係告示根拠		備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
21	LCA、LDA LJA、LKA MCA、MDA MJA、MKA RCA、RDA RJA、RKA	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75＋JC08Cモード×0.25(g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		－	0.50	－		

注１　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
　２　新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

４－50－14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kgを超えるものに限る。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩－１の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年９月１日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑩－１及び⑩－２における４－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑩－１における４－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩－１〕

(1)～(6)　（略）

適用表⑩－１　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）

適用表⑩－２　軽油を燃料とする車両重量が 1,265 kgを超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					4－50－1－2(1)④ア関係							4－50－1－1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m^{-1})	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	LCA、LDA LJA、LKA FCA、FDA FJA、FKA MCA、MDA MJA、MKA RCA、RDA RJA、RKA	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75＋JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		－	0.50	－	

注１　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

２　新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

４－50－15　従前規定の適用⑪

（略）

４－50－16　従前規定の適用⑫

（略）

４－50－17　従前規定の適用⑬

（略）

４－50－18　従前規定の適用⑭

（略）

４－50－19　従前規定の適用⑮

（略）

４－50－20　従前規定の適用⑯

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265 kgを超えるものに限る。）であって、平成 22 年８月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑯　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					4－50－1－2(1)⑥ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	TN、LN UN、NA NF、なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEA、AFA AGA、AHA AYA、AZA	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～22.8.31	10・15モード×0.88＋11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.20	0.019	HCについてはNMHCとする。	107項

また、平成22年９月１日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩－２の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑩－１及び⑩－２における４－50－１－１②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑩－１における４－50－１－１③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩－１〕

(1)～(6)　（略）

適用表⑩－１　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

（略）

適用表⑩－２　軽油を燃料とする車両重量が 1,265 kgを超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					4－50－1－2(1)④ア関係							4－50－1－1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m^{-1})	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	LCA、LDA LJA、LKA MCA、MDA MJA、MKA RCA、RDA RJA、RKA	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75＋JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		－	0.50	－	

注１　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

２　新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

４－50－15　従前規定の適用⑪

（略）

４－50－16　従前規定の適用⑫

（略）

４－50－17　従前規定の適用⑬

（略）

４－50－18　従前規定の適用⑭

（略）

４－50－19　従前規定の適用⑮

（略）

４－50－20　従前規定の適用⑯

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265 kgを超えるものに限る。）であって、平成 22 年８月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑯　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					4－50－1－2(1)⑥ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	TN、LN UN、NA NF、なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEA、AFA AGA、AHA AYA、AZA	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～22.8.31	10・15モード×0.88＋11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.20	0.019	HCについてはNMHCとする。	107項

	CEA、CFA CGA、CHA CYA、CZA DEA、DFA DGA、DHA DYA、DZA	平20.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LEA、LFA LGA、LHA LYA、LZA MEA、MFA MGA、MHA MYA、MZA REA、RFA RGA、RHA RYA、RZA	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　２　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

４－50－21　従前規定の適用⑰

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7ｔ以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑰の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑰　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区　分					4－50－1－2(1)⑥イ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				備考	適用関係告示規処
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		
なし	TP、LP UP、NC NH、なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEE、AFE AGE、AHE AYE、AZE CEE、CFE CGE、CHE CYE、CZE DEE、DFE DGE、DHE DYE、DZE	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10・15モード×0.88＋11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについてはNMHCとする。	107項
		平20.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LEE、LFE LGE、LHE LYE、LZE MEE、MFE MGE、MHE MYE、MZE REE、RFE RGE、RHE RYE、RZE	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　２　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

４－50－22　従前規定の適用⑱

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7ｔを超え3.5ｔ以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑱の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑱　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区　分	4－50－1－2(1)⑥ｲ関係

	CEA、CFA CGA、CHA CYA、CZA DEA、DFA DGA、DHA DYA、DZA	平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LEA、LFA LGA、LHA LYA、LZA MEA、MFA MGA、MHA MYA、MZA REA、RFA RGA、RHA RYA、RZA	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　２　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

４－50－21　従前規定の適用⑰

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7ｔ以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑰の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑰　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区　分					4－50－1－2(1)⑥イ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				備考	適用関係告示規処
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		
なし	TP、LP UP、NC NH、なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEE、AFE AGE、AHE AYE、AZE CEE、CFE CGE、CHE CYE、CZE DEE、DFE DGE、DHE DYE、DZE	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10・15モード×0.88＋11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについてはNMHCとする。	107項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LEE、LFE LGE、LHE LYE、LZE MEE、MFE MGE、MHE MYE、MZE REE、RFE RGE、RHE RYE、RZE	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75＋JC08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　２　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

４－50－22　従前規定の適用⑱

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7ｔを超え3.5ｔ以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑱の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑱　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区　分	4－50－1－2(1)⑥ｲ関係

規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠
なし	TQ、LQ UQ、NI ND、NE なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEF、AFF AGF、AHF AYF、AZF CEF、CFF CGF、CHF CYF、CZF DEF、DFF DGF、DHF DYF、DZF	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	4.08	0.08	0.33	0.020	HCについてはNMHCとする。	107項
		平20.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LEF、LFF LGF、LHF LYF、LZF MEF、MFF MGF、MHF MYF、MZF REF、RFF RGF、RHF RYF、RZF	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	0.20	0.009	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　２　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

４－50－23　従前規定の適用⑲

（略）

４－50－24　従前規定の適用⑳

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑳の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑳　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					４－50－１－２(1)⑥エ関係						
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠
なし	TS、LS US、NB NG、なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AED、AFD AGD、AHD AYD、AZD CED、CFD CGD、CHD CYD、CZD DED、DFD DGD、DHD DYD、DZD	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	6.67	0.08	0.20	0.019	HCについてはNMHCとする。	107項
		平20.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LED、LFD LGD、LHD LYD、LZD MED、MFD MGD、MHD MYD、MZD RED、RFD RGD、RHD RYD、RZD	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠
なし	TQ、LQ UQ、NI ND、NE なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AEF、AFF AGF、AHF AYF、AZF CEF、CFF CGF、CHF CYF、CZF DEF、DFF DGF、DHF DYF、DZF	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	4.08	0.08	0.33	0.020	HCについてはNMHCとする。	107項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LEF、LFF LGF、LHF LYF、LZF MEF、MFF MGF、MHF MYF、MZF REF、RFF RGF、RHF RYF、RZF	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	0.20	0.009	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
　２　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

４－50－23　従前規定の適用⑲

（略）

４－50－24　従前規定の適用⑳

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕であって、平成22年８月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑳の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－２(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑳　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					４－50－１－２(1)⑥エ関係						
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠
なし	TS、LS US、NB NG、なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	AED、AFD AGD、AHD AYD、AZD CED、CFD CGD、CHD CYD、CZD DED、DFD DGD、DHD DYD、DZD	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	6.67	0.08	0.20	0.019	HCについてはNMHCとする。	107項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LED、LFD LGD、LHD LYD、LZD MED、MFD MGD、MHD MYD、MZD RED、RFD RGD、RHD RYD、RZD	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	－

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

４－50－25　従前規定の適用㉑

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成 27 年８月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 25 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値①の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉑　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW以上 37kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧ア関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③ 関係		5－50－1③関係		
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル８モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値①(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値②(%)	スクリーニング値（光吸収係数 m^{-1}）	適用関係告示根拠
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし		なし	なし	
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04	【注①】	93項	40 【注①】	100項	同上	1項8号	同上	同上	1項8号
平19	EDM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53	【注①】	146項	40 【注①】	147項	40	148項	40	1.62	149項
平25	XDM	平25.10.1	平27.9.1	平27.9.1	8 (g/kWh) ＮＲＴＣ (g/kWh)	6.5	0.9	5.3	0.04	HCについてはNMHCとする。【注①】	—	25 【注①】	—	25	—	25	0.80	—

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注①】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。
４　５章が適用となる自動車については、適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、５－50－１③の規定の適用にあっては同表の黒煙汚染度規制値②の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないときは、黒煙汚染度の規制値欄に掲げる値を超えないものとみなす。

４－50－26　従前規定の適用㉒

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 26 年 10 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 25 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値①の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉒　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW以上 56kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧イ関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係		5－50－1③関係		
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル８モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値①(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値②(%)	スクリーニング値（光吸収係数 m^{-1}）	適用関係告示根拠
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし		なし		なし	なし	

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注①】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。
４　５章が適用となる自動車については、適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、５－50－１③の規定の適用にあっては同表の黒煙汚染度規制値②の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないときは、黒煙汚染度の規制値欄に掲げる値を超えないものとみなす。

注１　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

４－50－25　従前規定の適用㉑

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年８月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉑　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW以上 37kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧ア関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③ 関係	
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル８モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし	
平15	SA	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04	【注】	93項	40 【注】	100項	同上	1項8号
平19	EDM	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53	【注】	—	40 【注】	—	40	—

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。

４－50－26　従前規定の適用㉒

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年８月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉒　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW以上 56kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧イ関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係	
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル８モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし	

平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	同上	97項	40 【注①】	100項	同上	1項8号	同上	同上	1項8号
平20	KN	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.42	40	144項	35 【注①】	147項	35	148項	35	1.27	149項
平25	XN	平25.10.1	平26.11.1	平26.11.1	8 (g/kWh) ＮＲＴＣ (g/kWh)	6.5	0.9	5.3	0.033	25	―	25 【注①】	―	25	―	25	0.80	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注①】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。
４　５章が適用となる自動車については、適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、５－50－１③の規定の適用にあっては同表の黒煙汚染度規制値②の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないときは、黒煙汚染度の規制値欄に掲げる値を超えないものとみなす。

４－50－27　従前規定の適用㉓

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 26 年３月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 24 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値①の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉓　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW以上 75kW未満のもの）

区分					4－50－1－2⑴⑧ウ関係							4－50－1－2 ⑴ ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係		5－50－1③関係		
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	適用時期 輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値①(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値②(%)	スクリーニング値(光吸収係数 m^{-1})	適用関係告示根拠
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし		なし	なし	
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注①】	99項	40 【注①】	100項	同上	1項8号	同上	同上	1項8号
平20	KDP	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.33	【注①】	142項	30 【注①】	147項	30	148項	30	1.01	149項
平24	WDP	平24.10.1	平26.4.1	平26.4.1	8 (g/kWh) ＮＲＴＣ (g/kWh)	6.5	0.25	4.4	0.03	HCについてはNMHCとする。【注①】	―	25 【注①】	―	25	―	25	0.80	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注①】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。
４　５章が適用となる自動車については、適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、５－50－１③の規定の適用にあっては同表の黒煙汚染度規制値②の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないときは、黒煙汚染度の規制値欄に掲げる値を超えないものとみなす。

４－50－28　従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 25 年 10 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 24 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値①の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉔　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

		前																
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注】	97項	40 【注】	100項	同上	1項8号			
平20	KDN	平20.10.1	平21.9.1	平21.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.42	【注】	―	35 【注】	―	35	―			

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。

４－50－27　従前規定の適用㉓

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年８月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉓　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW以上 75kW未満のもの）

区分					4－50－1－2⑴⑧ウ関係							4－50－1－2 ⑴ ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係	
規制年	識別記号	適用時期 新型生産車	適用時期 継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	適用時期 輸入自動車	測定モード（単位）	モード規制値 CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし	
平15	SB	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8 (g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注】	99項	40 【注】	100項	同上	1項8号
平20	KDP	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.33	【注】	―	30 【注】	―	30	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。

４－50－28　従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年８月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月１日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉔　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧ロ関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係		5－50－1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値①(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値②(%)	スクリーニング値(光吸収係数 m^{-1})	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考								
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし		なし	なし	
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	【注①】	95項	40【注①】	100項	同上	1項8号	同上	同上	1項8号
平19	EDR	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27	【注①】	140項	25【注①】	147項	25	148項	25	0.80	149項
平24	WDR	平24.10.1	平25.11.1	平25.11.1	8(g/kWh) NRTC(g/kWh)	6.5	0.25	4.4	0.03	HCについてはNMHCとする。【注①】	―	同上【注①】	―	同上	―	同上	同上	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注①】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。
４　５章が適用となる自動車については、適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、５－50－１③の規定の適用にあっては同表の黒煙汚染度規制値②の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないときは、黒煙汚染度の規制値欄に掲げる値を超えないものとみなす。

４－50－29　従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 25 年 3 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値①の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉕　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧オ関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係		5－50－1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値①(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値②(%)	スクリーニング値(光吸収係数 m^{-1})	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考								
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし		なし	なし	
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	【注①】	91項	40【注①】	100項	同上	1項8号	同上	同上	1項8号
平18	JDS	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23	【注①】	138項	25【注①】	147項	25	148項	25	0.80	149項
平23	UDS	平23.10.1	平25.4.1	平25.4.1	8(g/kWh) NRTC(g/kWh)	4.6	0.25	2.7	0.03	HCについてはNMHCとする。【注①】	―	同上【注①】	―	同上	―	同上	同上	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注①】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。
４　５章が適用となる自動車については、適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、５－50－１③の規定の適用にあっては同表の黒煙汚染度規制値②の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないときは、黒煙汚染度の規制値欄に掲げる値を超えないものとみなす。

区分					4－50－1－2(1)⑧ロ関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし	
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	【注】	95項	40【注】	100項	同上	1項8号
平19	EDR	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27	【注】	―	25【注】	―	25	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。

４－50－29　従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、４－50－１－１③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、４－50－１－２(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び４－50－１－２(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル８モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉕　軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区分					4－50－1－2(1)⑧オ関係							4－50－1－2 (1) ⑩ 関係		4－50－1－1 ③関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		1項7号	なし		なし	
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8(g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	【注】	91項	40【注】	100項	同上	1項8号
平18	JDS	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23	【注】	―	25【注】	―	25	―

注１　モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
２　排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
３　モード規制値欄中備考欄及びディーゼル８モード規制値欄の【注】は、４－50－１－２（3）により、規制の適用が猶予されることを示す。

４－50－30　従前規定の適用㉘
（略）
４－50－31　従前規定の適用㉗
（略）

４－75　再帰反射材
４－75－１～２　（略）
４－75－３　取付要件（視認等による審査）
(1)　再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の３第３項関係、細目告示第 55 条の２第２項関係、細目告示第 133 条の２第３項関係)
①～②　（略）
③　自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。
④～⑬　（略）
(2)　（略）
４－75－４～６　（略）

５－９　原動機及び動力伝達装置
５－９－１　性能要件（視認等による審査）
(1)　自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第８条第１項関係、細目告示第 166 条第１項関係）
①～⑲　（略）
(2)～(4)　（略）
５－９－２～４　（略）

５－26　車枠及び車体
５－26－１　性能要件（視認等による審査）
(1)～(2)　（略）
(3)　次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第2項関係）
①～②　（略）
③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの
ア～オ　（略）
(4)　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第3項関係）
①～②　（略）

(5)　自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。
ただし、平成29年３月31日までの間は、②、③、④及び⑤の規定を適用しないことができる。
また、平成22年３月31日以前に製作された自動車であって、４－２－５及び４－２－６の基準を適用したものにあっては、⑪の規定は適用しない。（細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）
①　（略）
②　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下③から⑤までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５㎜以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5㎜未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。）
ア　後写鏡
イ　牽引装置
ウ　高さ 2.0m を超える部分
エ　ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分
オ　直径 100㎜ の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分
カ　空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隔であって隙間が 40㎜ 以下であるもの
キ　突起物の硬さが 60 ショア(A)以下のもの
ク　窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパーブレード並びにその支持部品
ケ　車輪の回転部分
コ　ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの 10 分の１以上の値の曲率半径を有するもの
サ　自動車の側面に備えるデフレクターの端部
シ　ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部

４－50－30　従前規定の適用㉘
（略）
４－50－31　従前規定の適用㉗
（略）

４－75　再帰反射材
４－75－１～２　（略）
４－75－３　取付要件（視認等による審査）
(1)　再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の３第３項関係、細目告示第 55 条の２第２項関係、細目告示第 133 条の２第３項関係)
①～②　（略）
③　自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直行する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。
④～⑬　（略）
(2)　（略）
４－75－４～６　（略）

５－９　原動機及び動力伝達装置
５－９－１　性能要件（視認等による審査）
自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第８条第１項関係、細目告示第 166 条第１項関係）
①～⑲　（略）
(2)～(4)　（略）
５－９－２～４　（略）

５－26　車枠及び車体
５－26－１　性能要件（視認等による審査）
(1)～(2)　（略）
(3)　次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第2項関係）
①～②　（略）
③　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの
ア～オ　（略）
(4)　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3)③の規定にかかわらず、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第3項関係）
①～②　（略）
(5)　自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。
ただし、平成22年３月31日以前に製作された自動車であって、４－２－５及び４－２－６の基準を適用したものにあっては、⑪の規定は適用しない。（細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）

①　（略）
②　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下③から⑤までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５㎜以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5㎜未満である突起物を有するもの（高さ2.0mを超える部分、フロアラインより下方の部分、直径100㎜の球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであってグリルの間隔が40㎜以下であるもの、突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20㎜以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さが10分の１以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。）

ス　先端を除くアンテナのシャフト セ　指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの ソ　法第75条の２第１項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの ③　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの ④　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの ⑤　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの ⑥～⑪　（略） (6)　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び（5）のただし書きにより②、③、④及び⑤の規定の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第5項関係） ①～②　（略） (7)～(9)　（略） **５－26－２～４**　（略） **５－47　窓ガラス貼付物等** **５－47－１　性能要件** **５－47－１－１　視認等による審査** (1)　５－46－１(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下５－47－１－１及び５－47－１－２において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第４項関係、細目告示第195条第５項関係） ①～⑦　（略） ⑧　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下５－47において「乗用自動車」という。）にあっては、(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (ｱ)　運転者席の運転者が、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (ｲ)～(ｳ)　（略） イ　（略） ⑨～⑭　（略） (2)～(3)　（略） **５－47－１－２**　（略） **５－47－２～３**　（略） **５－50　排気管からの排出ガス発散防止性能** **５－50－１　性能要件（テスタ等による審査）** 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第２項関係、細目告示第197条第１項関係） ［ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制］ ①　（略） ［軽油、光吸収係数規制］ ②　（略） ［軽油、黒煙汚染度規制］ ③　軽油を燃料とする定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が25%を超えないものであること。 ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙汚染度25%を超えないものとみなす。 なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。	③　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの ④　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの ⑤　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの ⑥～⑪　（略） (6)　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第5項関係） ①～②　（略） (7)～(9)　（略） **５－26－２～４**　（略） **５－47　窓ガラス貼付物等** **５－47－１　性能要件** **５－47－１－１　視認等による審査** (1)　５－46－１(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下５－47－１－１及び５－47－１－２において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第４項関係、細目告示第195条第５項関係） ①～⑦　（略） ⑧　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（以下５－47において「乗用自動車」という。）にあっては、(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (ｱ)　運転者席の運転者が、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (ｲ)～(ｳ)　（略） イ　（略） ⑨～⑭　（略） (2)～(3)　（略） **５－47－１－２**　（略） **５－47－２～３**　（略） **５－50　排気管からの排出ガス発散防止性能** **５－50－１　性能要件（テスタ等による審査）** 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第２項関係、細目告示第197条第１項関係） ［ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制］ ①　（略） ［軽油、光吸収係数規制］ ②　（略） ［軽油、黒煙汚染度規制］ ③　軽油を燃料とする定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規制値を超えないものであること。 ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないものであればよい。 また、別添6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。 なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

５－50－２　欠番
５－50－３　欠番

５－50－４　適用関係の整理
４－50－４の規定を適用する。

別添２（２－13 関係）

並行輸入自動車審査要領

第１～第６　（略）
第７　現車審査
７－１から７－７　（略）
７－８　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性
７－８－１　加速走行騒音試験結果成績表
(1) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている消音器の個数、一酸化炭素等発散防止装置（触媒の有無）、変速機の種類、減速比（書面により確認したものは除く。）及び車両総重量は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。なお、当該並行輸入自動車の車両総重量が当該成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、又は軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の－５％以内又は－２０kg以内の場合は同一と見なすことができる。
(2) 当該並行輸入自動車の消音器の消音器表示、一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器の一酸化炭素等発散防止装置(触媒)の取付個数並びに取付位置及び消音器の外観形状は、加速走行騒音試験結果成績表の添付写真のものと同一でなければならない。なお、消音器に騒音防止性能確認標章の表示があるものにあっては、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と当該標章の確認番号が一致していなければならない。
７－８－２～３　（略）
７－９　二輪自動車等の緩衝装置
（略）
７－10　最大積載量
（略）
第８　（略）

附　則　（平成 22 年３月 31 日検査法人規程第 26 号）
この規程は平成２２年４月１日から施行する。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
ア　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 40%	光吸収係数 1.62 m^{-1}
イ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 35%	光吸収係数 1.27 m^{-1}
ウ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 30%	光吸収係数 1.01 m^{-1}
エ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 25%	光吸収係数 0.80 m^{-1}

５－50－２　欠番
５－50－３　欠番

５－50－４　適用関係の整理
４－50－４の規定を適用する。

別添２（２－13 関係）

並行輸入自動車審査要領

第１～第６　（略）
第７　現車審査
７－１から７－７　（略）
７－８　消音器の加速走行騒音性能規制への適合性
７－８－１　加速走行騒音試験結果成績表
(1) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている消音器の個数、一酸化炭素等発散防止装置（触媒の有無）、変速機の種類、減速比（書面により確認したものは除く。）及び車両総重量は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。なお、当該並行輸入自動車の車両総重量が当該成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、又は軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の－５％以内又は－２０kg以内の場合は同一と見なすことができる。
(2) 当該並行輸入自動車の消音器、消音器表示、一酸化炭素等発散防止装置(触媒)の取付個数、取付位置及び消音器の外観形状は、加速走行騒音試験結果成績表の添付写真のものと同一でなければならない。なお、消音器に騒音防止性能確認標章の表示があるものにあっては、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と当該標章の確認番号が一致していなければならない。
７－８－２～３　（略）
７－９　二輪自動車等の緩衝装置
（略）
７－10　最大積載量
（略）
第８　（略）